

平成 27 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
PET ボトル事業部
(改定日：平成 27 年 7 月 1 日)

平成 28 年度 PET ボトル再生処理事業者登録の申請について

1. 登録対象者

- (1) 登録対象者は、再生処理事業を業として実施するに足りる施設、人員および財政的基礎を有する者に限ります。
- (2) 再生処理施設は、平成 27 年 9 月 30 日までに完成し、商業運転が可能であることが必要です。(平成 27 年 10 月 1 日以降に施設完成を予定している事業者は、翌年度以降の登録申請となります。)
- (3) 平成 27 年 7 月 31 日時点において、法人の場合は、会社設立後 1 年を経過していること、また、個人の場合は、事業開始後 1 年を経過していること。但し、当協会の登録事業者である法人が、合併又は分社化等により再生処理事業を承継させ又は分離独立させた場合あるいは別の法人が当協会の登録事業者を買収した場合において、当協会が当該事業の承継又は分離独立あるいは買収に伴う事業の継続性を認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 登録対象者は、「事業者登録規程」に適合している事業者に限ります。

2. 登録申請のための提出書類について

- (1) 「平成 27 年度登録事業者」と「新規登録申請事業者」に関する注意事項
「平成 27 年度登録事業者」は今回の登録申請時に平成 27 年度の登録資格を有する事業者であり、同年度の落札の有無には関係しません。「平成 27 年度登録事業者」以外は、「新規登録申請事業者」にあたります。
- (2) 提出書類
 - ① 提出書類は、「平成 27 年度登録事業者」と「新規登録申請事業者」とで異なるものがあります。上記(1)の区分に基づき、「PET ボトル再生処理事業者登録申請書類の作成要領」に示す書類を提出してください。提出書類は「PET ボトル再生処理事業者登録申請提出書類チェックリスト」でも確認してください。
 - ② 「平成 27 年度登録事業者」にあつては、登録施設の場合と未登録施設の場合とでは、提出すべき施設審査関係書類が異なります。
「PET ボトル再生処理事業者登録申請書類の作成要領」の 2.(2)に示す「提出書類とその作成要領」に基づき書類を提出してください。
 - ③ 各書類は「登録申請書類の提出要領」に従ってページ番号を付し、「PET ボトル再生処理事業者登録申請提出書類チェックリスト」記載の書類番号順にファイルして 2 部(原本 1 部、コピー 1 部)提出してください。提出前に原本とコピーが一致していることを確認して下さい。
 - ④ 提出すべき書類が揃わない場合、または原本とコピーに記載の食い違いがある場合には審査不合格となりますので、提出の際には十分にご注意ください。
- (3) 提出書類の作成要領
上記(1)の区分に基づき、それぞれの「PET ボトル再生処理事業者登録申請書類の作成要領」に準じて作成してください。
- (4) 提出期限
提出期限は、平成 27 年 7 月 31 日(消印有効)ですので、期限内に当協会 PET ボトル事業部宛に配達記録が残る(当協会が受取時に押印又は署名を行う)方法で郵送してください。(事業者登録申請書類は「信書」に該当することから、料金別納等発送日の残らない郵便やゆうパックを含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」(書留)や「レターパックプラス」で送付してください。また、配達記録が残る(当協会が受取時に押印又は署名を行う)必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限(縦/横/高さの合計が 90cm 以内で且つ 4kg 以下)を超過している場合は、複数に分割した上で郵送するか、「特定信書便」で送付してください。)

申請書類の送付先および問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PET ボトル事業部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 4 番 1 号 郵政福祉琴平ビル 2 階
TEL : 03-5532-8691、8692 FAX : 03-5532-8515

以上